

開 会 午前10時00分

○事務局長（佐々木 健君） 皆様、おはようございます。

これより第4回定例会開会に先立ち、前大槌町議会議長阿部六平様への岩手県町村議会議長会よりの感謝状の伝達式を行います。

それでは、小松議長は前のほうにお進みください。

それでは、前大槌町議会議長阿部六平様が入場されます。皆様、拍手でお迎えくださいませ。（拍手）

伝達の前に、阿部六平様の経歴をご紹介します。昭和58年9月1日大槌町議会議員となられ、本年8月31日までの連続8期32年もの長きにわたり議会議員の一員として大槌町政発展のために貢献されました。また、平成11年からは副議長を1期、平成22年からは議長の職につかれ、東日本大震災直後の混乱期にあつて議会を束ね、強いリーダーシップを発揮してこられました。

議員としての活動以外にも、農業共同組合の要職に、あるいは消防団や青年会、公民館運営委員、岩手県町村議会議長会理事など、そのご活躍は小槌地区にとどまらず、町外にも及んでおります。そして、5年もの議長職を経て、去る8月31日の任期満了をもって町議会議員を退任されました。

それでは、町内の町村議会の連合体であります岩手県町村議会議長会よりの感謝状の伝達を小松議長より行います。

○議長（小松則明君） 感謝状、大槌町阿部六平殿。

あなたは、多年議会議長として地方自治の振興発展に寄与されるとともに、本会の会務運営に尽力されました。よって、ここにその功績に対し、深く感謝の意を表します。

平成27年8月31日、岩手県町村議会議長会会長、昆 暉雄。

どうもおめでとうございます。

○事務局長（佐々木 健君） それでは、ここで阿部六平様よりご挨拶を頂戴いたします。

小松議長は、議長席のほうにお戻りください。

○阿部六平様 僭越ではございますが、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

ただいまは、小松議長より感謝状を伝達していただきました。まことにありがとうございます。またこの議場というのは、まことに光栄なことであり、議会議員の皆様、町長を初め町当局の皆様、傍聴席の皆様に衷心より御礼申し上げます。

さて、今から32年前の昭和58年、初めて議会議員の一員とさせていただいて以来8期

32年、町発展のために一心不乱に働かせていただくことができました。これも、一重に先輩議員のご指導や町当局の真摯な対応があったればこそであり、また改めて感謝申し上げます。また、平成22年からは議長という重責を担うことができましたが、翌平成23年あの忌まわしい東日本大震災津波が町を飲み込み、多くの町民が犠牲となられ、そして同僚議員2名も失いました。ともにこの町のために切磋琢磨しながら、艱難辛苦を乗り越え、議会としての機能を果たすべく努力してきたことにより、町は復興への歩みを大きく進めているものと自負しております。

さきの8月には町議会選挙が行われ、新たな顔ぶれによる復興のフェーズに向かっていることは、議会報などで伝わっております。特に、きのうの旧庁舎解体の補正予算の議会への上程を持ち越すよう議会の総意として意見書を提出したことは、これまでになかったことであります。また、議会改革が着実に進んでいることだと、大変うれしく思っております。

今後においても、二元代表制のもと平野町長と力を合わせ復興まちづくりに、そしてより一層の町発展のためにご尽力くださるようご祈念申し上げます。

甚だ簡単で率爾であります、御礼のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○事務局長（佐々木 健君） ありがとうございます。

それでは、前大槌町議会議長阿部六平様が退場されます。皆様、拍手でお送りくださいませ。

ご協力ありがとうございました。

それでは次に、本日は東日本大震災津波から4年9カ月目の月命日です。定例会の開会に先立ち、東日本大震災により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと存じます。皆様恐縮ではございますが、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第4回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。
10番、及川 伸君及び11番、金崎悟朗君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの7日間と決定しました。

○

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等に動向につきましては、その概要を取りまとめお手元に配付しておりますので、ごらん願います。なお、明細につきましては関係書類が事務局にございます。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

以上、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告を及川 伸君にお願いいたします。

ご登壇をお願いいたします。

○10番（及川 伸吾君） [報告書のとおり]

○議長（小松則明君） 続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告を東梅 守君にお願いいたします。ご登壇をお願いいたします。

○3番（東梅 守君） [報告書のとおり]

○議長（小松則明君） 続いて、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告を阿部俊作君にお願いいたします。ご登壇願います。

○8番（阿部俊作君） [報告書のとおり]

○議長（小松則明君） 続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を私からいた

します。

〔報告書のとおり〕

○議長（小松則明君） 次に、行政報告を行います。町長、ご登壇お願いいたします。

○町長（平野公三君） 〔報告書のとおり〕

○議長（小松則明君） 11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時04分

○

再 開

午前11時15分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

- 日程第 4 報告第 12号 損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 13号 損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 8 議案第 96号 大槌町沿岸営農拠点センターの設置及び管理に関する
条例の制定について
- 日程第 9 議案第 97号 大槌町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 98号 大槌町暴力団排除条例の制定について
- 日程第11 議案第 99号 大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例の制定について
- 日程第12 議案第100号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第101号 大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び
譲渡に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第102号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第103号 町道の路線認定、廃止及び変更について
- 日程第16 議案第104号 平成27年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定
めることについて
- 日程第17 議案第105号 平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第
3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第12号損害賠償額の専決処分の報告についてから、日程第17、議案第105号平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてまで、14件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 諮問第1号と第2号は人事案件でありますので、私のほうから提案理由を申し上げたいと思います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦についてということになります。前委員であります三留敏子氏が、平成25年6月30日で任期満了なり、新たな委員が選任されるまでの間その職務に当たっている状況であります。改めて三留敏子氏を推薦いたしたく提案するものであります。

三留氏の住所は、大槌町大ケロー丁目14番20号で、昭和16年10月16日生まれの74歳であります。任期は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間の見込みとなります。

三留氏は、現在社会福祉法人の理事をされております。過去には民生児童委員、知的障害者相談員をされた経緯もあり、人格見識ともすぐれ、適任者と考えております。三留氏の略歴については裏面のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員の推薦について。前委員であります佐藤邦明氏が、平成25年6月30日で任期満了となり、新たな委員が選任されるまでの間その職務に当たっている状況であります。改めて佐藤邦明氏を推薦いたしたく提案するものであります。

佐藤氏の住所は、大槌町安渡一丁目6番18号で、昭和19年2月1日生まれの71歳であります。任期は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間の見込みとなります。

佐藤氏は、大槌町漁業協同組合を退職後、現在は社会福祉法人の理事をされております。人格見識ともすぐれ、適任者と考えております。佐藤氏の略歴については、裏面のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 平成27年第4回大槌町議会定例会における報告2件及び議案10件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第12号及び報告第13号損害賠償額の専決処分の報告については、公用車による接触事故の損害賠償額の専決処分の報告であります。

議案第96号から議案第99号までについては、条例の制定であります。

議案第96号大槌町沿岸営農拠点センターの設置及び管理に関する条例の制定については、10月末に完成した施設の設置及び管理について定めるものであります。

議案第97号大槌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に向け、個人情報の利用及び特定個人情報の提供について定めるものであります。

議案第98号大槌町暴力団排除条例の制定については、町や町民及び事業者の責務と暴力団排除の施策等を定めるものであります。

議案第99号大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例の制定については、有益な人材を育成するために条件により償還が不要な奨学金制度を創設するものであります。

議案第100号から議案第102号までについては、条例の一部を改正する条例であります。

議案第100号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、徴収及び換価の猶予等を定めるものであります。

議案第101号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例については、電気通信事業者等により電柱等が設置される場合の取り扱いを定めるものであります。

議案第102号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、福島復興再生特別措置法及び北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の改正に伴い、町営住宅の優先入居の規定を改正するものであります。

議案第103号町道の路線認定、廃止及び変更については、3路線の認定、1路線の全部廃止、1路線の一部廃止及び2路線の変更であります。

議案第104号から議案第105号までについては、各会計の補正予算であります。

議案第104号平成27年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについては、水産業共同利用施設復興整備事業及び東日本大震災津波身元不明者納骨施設建設工事等により歳入歳出予算に11億609万円を追加し、歳入歳出総額を665億8,940万円とするものであります。第2条では繰越明許費9件の追加であります。第3条では債務負担行為2件の追加であります。第4条では地方債1件の追加及び1件の変更であります。

議案第105号平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、枉内地区雨水排水路整備事業により歳入歳出予算に1,900万円を追加し、歳入歳出総額を44億1,786万3,000円とするものであります。第2条では、繰越明許費追加1件であります。第3条では、下水道事業債変更1件であります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 付議議案ということで、付議送付議案一覧に96号が抜けておりますけれども、ちょっと。ここには送付、前にもらったのだけれども、書かなくていいの、送付っていうの、別に。わかりました。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

以上をもって当局の説明は終わりました。

○

日程第8 議案第96号 大槌町沿岸営農拠点センターの設置及び管理に関する条例
の制定について

○議長（小松則明君） 次に、日程第8、議案第96号大槌町沿岸営農拠点センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 議案第96号大槌町沿岸営農拠点センターの設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

お手元の議案の2枚目条例の案文をごらん願います。

当該条例案の内容につきまして、第1条の規定は設置の目的でございます。設置の目的は、地域農業者の経営技術、生産技術等の向上の拠点としての用に供するためでございます。

第2条は、設置の位置の規定でございます。施設の所在は、大槌町大槌第16地割28番地であります。

第3条は、当該センターで行う事業でございます。センターで行う事業は、地域農業に係る研修の場の提供、産地直売形式等による農林水産物・地場産品等の販売、来訪者に対する飲食の場の提供であります。

第4条は管理方法に関する規定で、指定管理者による管理を定めてございます。

以下、第5条は指定管理者が行う業務、第6条は開館時間及び休館日、第7条は当該

センターにおける禁止行為、第8条は施設や設備を損傷等した者に対する損害賠償、第9条は条例施行に関し必要な事項がある場合の規則への委任規定でございます。

なお、本条例の施行につきましては公布の日からとさせていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第96号大槌町沿岸営農拠点センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす12日から14日まで議案思考のため休会とし、15日は午前10時より再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散 会 午前11時27分